

別表 2 第 3 条第 1 項第 2 号に規定する補助金（中小企業省エネルギー設備導入
費等補助金）

1 第 3 条第 1 項の補助事業の範囲	(1) 補助事業の定義 補助の対象とする事業は、次のとおりとする。 ア 次に掲げる省エネルギー対策に資する設備を、既存設備（補助事業の申請時において、補助事業の実施場所に設置されている設備をいう。以下別表 2 において同じ。）に替えて導入する事業（ガスコージェネレーションシステム及びエネルギーマネジメントシステムにあつては、新たに導入する場合を含む。） <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>対象設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>空気調和設備（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める法定耐用年数を経過していること。）</td></tr> <tr> <td>2</td><td>L E D 照明設備（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）に基づく誘導灯を含む。ただし、光源部のみの交換や L E D 照明設備から L E D 照明設備への交換は除く。）</td></tr> <tr> <td>3</td><td>ボイラー（燃料転換による更新を含む。）</td></tr> <tr> <td>4</td><td>給湯設備</td></tr> <tr> <td>5</td><td>コンプレッサー</td></tr> <tr> <td>6</td><td>変圧器（高圧引込整備工事等は除く。）</td></tr> <tr> <td>7</td><td>ガスコージェネレーションシステム</td></tr> <tr> <td>8</td><td>エネルギーマネジメントシステム（自動制御機能を備えているものに限る。）</td></tr> <tr> <td>9</td><td>令和 3 年度から令和 7 年度までに受診した省エネルギー診断（省エネルギー対策に関する専門知識を有する者が、事業所におけるエネルギーの使用状況、設備の運転状況等を調査するとともに、当該調査結果に基づき省エネルギー対策を提案するものであって、県又は県が指定した機関が実施するもの（実施したものを含む。）をいう。以下別表 2 において同じ。）により提案のあった上記以外の設備であつて、知事が適当と認めるもの（別表 1 において規定する自家消費型再生可能エネルギー発電設備を除く。）</td></tr> </tbody> </table> イ 令和 3 年度から令和 7 年度までに受診した省エネルギー診	番号	対象設備	1	空気調和設備（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める法定耐用年数を経過していること。）	2	L E D 照明設備（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）に基づく誘導灯を含む。ただし、光源部のみの交換や L E D 照明設備から L E D 照明設備への交換は除く。）	3	ボイラー（燃料転換による更新を含む。）	4	給湯設備	5	コンプレッサー	6	変圧器（高圧引込整備工事等は除く。）	7	ガスコージェネレーションシステム	8	エネルギーマネジメントシステム（自動制御機能を備えているものに限る。）	9	令和 3 年度から令和 7 年度までに受診した省エネルギー診断（省エネルギー対策に関する専門知識を有する者が、事業所におけるエネルギーの使用状況、設備の運転状況等を調査するとともに、当該調査結果に基づき省エネルギー対策を提案するものであって、県又は県が指定した機関が実施するもの（実施したものを含む。）をいう。以下別表 2 において同じ。）により提案のあった上記以外の設備であつて、知事が適当と認めるもの（別表 1 において規定する自家消費型再生可能エネルギー発電設備を除く。）
番号	対象設備																				
1	空気調和設備（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める法定耐用年数を経過していること。）																				
2	L E D 照明設備（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）に基づく誘導灯を含む。ただし、光源部のみの交換や L E D 照明設備から L E D 照明設備への交換は除く。）																				
3	ボイラー（燃料転換による更新を含む。）																				
4	給湯設備																				
5	コンプレッサー																				
6	変圧器（高圧引込整備工事等は除く。）																				
7	ガスコージェネレーションシステム																				
8	エネルギーマネジメントシステム（自動制御機能を備えているものに限る。）																				
9	令和 3 年度から令和 7 年度までに受診した省エネルギー診断（省エネルギー対策に関する専門知識を有する者が、事業所におけるエネルギーの使用状況、設備の運転状況等を調査するとともに、当該調査結果に基づき省エネルギー対策を提案するものであって、県又は県が指定した機関が実施するもの（実施したものを含む。）をいう。以下別表 2 において同じ。）により提案のあった上記以外の設備であつて、知事が適当と認めるもの（別表 1 において規定する自家消費型再生可能エネルギー発電設備を除く。）																				

	断により提案のあった、既存設備の保守又は機能向上に係る事業のうち、エネルギー効率の向上を主たる目的とするものであって、次に掲げる事業 <table border="1" data-bbox="454 409 1339 902"> <tr> <th data-bbox="454 409 571 472">番号</th><th data-bbox="571 409 1339 472">保守又は機能向上に係る事業</th></tr> <tr> <td data-bbox="454 472 571 551">1</td><td data-bbox="571 472 1339 551">空気調和設備の薬液洗浄（オーバーホールを含む。）</td></tr> <tr> <td data-bbox="454 551 571 663">2</td><td data-bbox="571 551 1339 663">空気調和設備の室外機の日射対策（断熱塗料の塗装を含む。）</td></tr> <tr> <td data-bbox="454 663 571 808">3</td><td data-bbox="571 663 1339 808">既存設備のインバータ化（センサーによる制御又は既存のＬＥＤ照明設備への人感センサー若しくは調光制御設備の追加設置を含む。）</td></tr> <tr> <td data-bbox="454 808 571 902">4</td><td data-bbox="571 808 1339 902">既存設備の配管の保温又は空気漏れ若しくは漏水の防止</td></tr> </table> (2) 補助事業の要件 補助事業の要件は、次のアからオを満たす事業とする。 ア 所有権を有し、事業の用に供する県内の土地又は建物において実施する事業であること。 イ 既存設備及び導入する設備の所有権を有すること（共有を除く。）。 ウ 導入する設備が、全て未使用品であること。 エ 補助事業の実施により削減されるエネルギー起源二酸化炭素排出量（以下「排出量」という。）が年間３トン以上であること。 オ 第１号アに規定する補助事業である場合は、導入する設備が、次のいずれかの要件を満たしていること（ただし、番号２に規定する誘導灯、番号８に規定する設備及び番号９に規定する設備のうち次のいずれかの基準が定められていない設備を除く。）。 (ア) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第149条第１項に基づき経済産業大臣が定める判断の基準（いわゆるトップランナー制度）における、省エネ基準達成率が100パーセント以上の設備であること。 (イ) 経済産業省資源エネルギー庁所管「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（III）設備単位型（令和６年度補正予算）」において補助対象設備として登録、公表されている設備であること。	番号	保守又は機能向上に係る事業	1	空気調和設備の薬液洗浄（オーバーホールを含む。）	2	空気調和設備の室外機の日射対策（断熱塗料の塗装を含む。）	3	既存設備のインバータ化（センサーによる制御又は既存のＬＥＤ照明設備への人感センサー若しくは調光制御設備の追加設置を含む。）	4	既存設備の配管の保温又は空気漏れ若しくは漏水の防止
番号	保守又は機能向上に係る事業										
1	空気調和設備の薬液洗浄（オーバーホールを含む。）										
2	空気調和設備の室外機の日射対策（断熱塗料の塗装を含む。）										
3	既存設備のインバータ化（センサーによる制御又は既存のＬＥＤ照明設備への人感センサー若しくは調光制御設備の追加設置を含む。）										
4	既存設備の配管の保温又は空気漏れ若しくは漏水の防止										

2 第3条第2項の補助事業者	補助事業を実施する中小企業等（個人事業者の場合は、青色申告を行っている者に限る。）とする。
3 第4条の補助対象経費	補助事業を実施するために必要な経費のうち、設計費（設備の設置に向けた設計に要する経費）、設備費（設備の購入及び製造等に要する経費）及び工事費（設備の設置（第1項第1号イに規定する事業にあつては、保守又は機能向上に係る作業）に要する経費）とする。
4 第4条の補助額の算出方法	前項の規定により算出した補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額と500万円のうち、いずれか低い方とする。ただし、補助事業者が、かながわ再エネ電力利用認定事業者又はかながわ脱炭素チャレンジャーである場合は、前項の規定により算出した補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額と600万円のうち、いずれか低い方とする。
5 第6条の交付申請に係る提出書類	(1) 神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金交付申請書（第1号様式） (2) 事業計画書（第1号様式別紙1） (3) 役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2） (4) 現況写真 (5) 契約を既に締結している場合は、契約書又はこれに代わるもの (6) 経費の内訳書類 (7) 仕様書、カタログ、排出量の削減効果の算定資料 (8) 図面（全体配置図、導入前後の設備据付図等） (9) 空気調和設備を導入する場合は、設置した年が分かる書類 (10) 補助事業者が法人の場合は、当該法人に係る現在事項若しくは履歴事項証明書（発行日から3か月以内のもの）又はこれに代わるもの。個人事業者の場合は、青色申告者であることを証明する書類の直近1年分 (11) 交付申請前に省エネルギー診断を受診している場合は、省エネルギー診断報告書 (12) その他知事が必要と認めるもの
6 第7条の交付又は不交付の決定に係る様式	補助金の交付を決定したときは、神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。
7 第9条第1項の変更の申請に係る様式	神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金変更交付申請書（第4号様式）

8 第9条第2項の変更の承認等に係る様式	変更が適当であると認めたときは、神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金変更交付不承認通知書（第6号様式）により通知する。
9 第9条第3項の中止又は廃止の申請に係る様式	神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金廃止承認申請書（第7号様式）
10 第9条第4項の中止又は廃止の承認等に係る様式	廃止が適当であると認めたときは、神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金廃止承認通知書（第8号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金廃止不承認通知書（第9号様式）により通知する。
11 第11条第1項の補助事業の着手	工事等に着工した日又は導入する設備が納品された日のいずれか早い日とする。
12 第11条第2項の補助事業の完了	補助事業に係る工事が完了した日又は補助事業者が請負業者等に対して補助事業の実施に係る全ての代金の支払いを完了した日のいずれか遅い日とする。
13 第13条の実績報告に係る書類	(1) 神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金実績報告書（第10号様式） (2) 事業報告書（第10号様式別紙） (3) 実施状況が確認できる写真 (4) 申請時に契約書等を提出していない場合は、契約書又はこれに代わるもの (5) 経費の内訳書類（ただし、申請時に提出した内訳書類と内容が同様の場合は提出を要しない。） (6) 国等の補助金等の交付を受けた場合は、交付額が分かる書類 (7) 納品を証する書類 (8) 工事完了を証する書類 (9) 支出を証する書類 (10) 補助金振込先の口座名義人、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等（補助金振込先は、補助事業者名義の口座に限る。） (11) 補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社からの調達（工事等を含む。）がある場合は、利益等の排除に関する書類

	(12) 交付申請後に省エネルギー診断を受診した場合は、省エネルギー診断報告書 (13) その他知事が必要と認めるもの	
14 第14条の補助金の額の確定に係る様式	神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金交付額確定通知書（第11号様式）	
15 第17条第2項の知事が定める財産の種類及び期間	財産の種類	期間
	第1項第1号アに規定する事業により取得した設備、機械器具、備品等	10年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている期間が、10年未満のものにあつてはその期間）
16 第17条第3項の財産処分に係る様式	神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金財産処分等承認申請書（第12号様式）	
17 第17条第4項の財産処分の承認等に係る様式	処分等が適当であると認めたときは、神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金財産処分等承認通知書（第13号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金財産処分等不承認通知書（第14号様式）により通知する。	
18 第21条の県の調査事項等	次の各号に掲げる事項とする。 (1) 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の完了の日の属する月の翌月から1年間の実績について、神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金導入効果報告書（第15号様式）を、当該期間が終了する月の翌月の末日までに、知事に提出しなければならない。 (2) 補助事業者は、第6条に規定する補助金の交付の申請までに省エネルギー診断を受診していない場合は、第13条に規定する実績報告までに受診するよう努めるとともに、省エネルギー診断で提案を受けた対策の実施に努めなければならない。	